Topics of medic

2020年 5月 No. 2020-20 滋賀

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、 厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0513 第1号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料が新設されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

 =

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0513 第1号」 適用日 令和2年5月13日 検査項目名 実施料 判断料 診療報酬点数表区分 備考 SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。 以下同じ。)抗原検出は、当該検査キット が薬事承認された際の検体採取方法で採 取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原 の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感 染症をいう。以下同じ。)の診断又は診断 の補助)を目的として薬事承認又は認証を 得ているものにより、COVID-19の患者で あることが疑われる者に対しCOVID-19の 診断を目的として行った場合に限り、 「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマ ト法)の所定点数4回分を合算した点数を 600点 免疫学的 ΓD012 I 準用して算定する。ただし、感染症の発 SARS-CoV-2 (150点× 検査 感染症免疫学的 生の状況、動向及び原因を明らかにする 抗原検出 4回分) 144点 検査の25 ための積極的疫学調査を目的として実施 した場合は算定できない。 COVID-19の患者であることが疑われる者 に対し、診断を目的として本検査を実施 した場合は、診断の確定までの間に、上 記のように合算した点数を1回に限り算定 ただし、発症後、本検査の結果が陰性で あったものの、COVID-19以外の診断がつ かない場合は、上記のように合算した点 数をさらに1回に限り算定できる。なお、 本検査が必要と判断した医学的根拠を診 療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※ 現時点では、検査を受託することはできません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。